

厚生労働省が最近発出した「宗教の信仰等に関係する児童虐待等への対応に関する

Q & A」が抱える著しい法的問題とポリティカルリスクについての報告

フランク・S・ラヴィッチ

Professor of Law and Walter H. Stowers Chair in Law and Religion

Director Kyoto, Japan Program

Michigan State University College of Law

I. 著者情報

私フランク・S・ラヴィッチは、ミシガン州立大学法科大学院のウォルター・H・スタワーズ法宗教学講座教授兼 Japan Program のディレクターです。ケンブリッジ大学出版局、ウェスト・アカデミック社、エドワード・エルガー社等の大手出版社の書籍 11 冊、および多数の記事、書籍の一部、論文、米国最高裁判所へのアミカスブリーフの著者でもあります。私の研究は主に米国の法律と宗教に焦点を当てたものですが、日本の法律と宗教に関する重要な研究も行ってきました。

2001 年に同志社大学法学部のフルブライトプログラムの学者を務めて以来、日本との密接な関係を維持しています。また日本法に関して英語で出版された包括的な最初の 2 冊の書籍の共著者であり、日本の法と宗教の問題に関する記事と書籍の一

部を執筆しました。さらに日本の法律と宗教について世界各国で講演し、日本のアプローチを世界の国々のモデルとして採用することを強く提唱しています。

加えて、この 10 年間、日本語を学んできました。フルブライトプログラムの学者時代は日本語を話せませんでしたが、日本での経験を通して日本との深いつながりを感じるに到りました。その結果、日本語を学び、法律のリソースを原語で研究し、日本人とその文化への敬意を示し、日本に対する自分の愛着と日本の法と宗教へのアプローチを世界に広めようと決意しました。

残念ながら、以下に説明するように、厚生労働省の新しい Q&A ガイドラインは、世界における日本の地位を大きく脅かすものです。私がこの報告書を書くことに同意したのは、エホバの証人に対するガイドラインの適用が、日本を宗教（信教）の自由に関する世界のモデルにした信条のほぼ全てに反するのみならず、厚生労働省の Q&A ガイドラインが日本国憲法第 20 条および国際法に違反しているからです。それで私は、ぜひとも日本の評判を守りたいと感じています。

私はエホバの証人でもクリスチャンでもありません。私は、いかなる団体も国際法に基づく宗教の自由という権利を持つべきだと思います。自分の日本での経験から、この国は宗教の多様性だけでなく無宗教を尊重することができ、そのどれかを推進したり選定したりする必要はないと思います。それで、日本は宗教への理解がし

ばしば欠けていることがあるものの、宗教の多様性が保護されている世界でも特別な場所となっています。

統一教会の行動に対する厚生労働省の対応は、確かに善意によるものではありませんが、残念ながら、日本が培ってきた宗教の自由と中立性の均衡を脅かすものとなりました。国民の良心に衝撃を与えるような出来事から良い法律が生まれることはまれです。安倍晋三元首相の恐ろしい暗殺事件とその後の統一教会への余波は、厚生労働省による過剰な反応を引き起こしました。

厚生労働省の Q&A の一部は、日本国憲法および国際法の内容に合致しています。しかしこの報告書では、日本国憲法および国際法に違反している点について論じます。誤解のないように申し上げますと、安倍氏暗殺の余波を考慮して、厚生労働省は善意で始めたと思います。しかし、Q&A を公表するプロセスに瑕疵があり、バランスを欠いています。結果として、Q&A ガイドライン自体もバランスが欠けています。

世界が注目しています。実際この問題について、私のところには、米国国務省国際信仰の自由室の担当から連絡があり、また数カ国の法と宗教の学者や弁護士からも問い合わせがありました。私はいつものように、日本のより広範なアプローチを擁護しましたが、Q&A ガイドラインが日本法に違反していることも認めました。この報告書を書くようエホバの証人からアプローチされ、私は喜んで同意しました。なぜな

ら彼らは不当に迫害されており、厚生労働省の Q&A ガイドラインが是正されるまで、彼らの権利だけでなく、宗教の自由と中立性の地としての日本の評判も、危機にさらされるからです。

II. はじめに

2022 年 12 月 27 日、厚生労働省が「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関する Q&A」を発表しました。本報告書で詳説するように、この Q&A 文書の一部は日本国憲法第 20 条や、世界人権宣言に違反しており、さらには、宗教法人法にも違反している可能性があります。厚生労働省が児童を保護するという重要な意図を持ってこの Q&A を承認したことと思いますが、2015 年に宗教と信仰の自由に関して国連特別報告者が説明した通り、厚生労働省が発出した Q&A の一部に反映されている反動的な規則は、しばしば保護者と児童双方の信仰の自由を侵害しています。

この厚生労働省の Q&A が発表されたのは安倍晋三元首相の暗殺後です。犯人は自分の母親の経済的安定性が、統一教会による詐欺と圧力によって破壊されたと主張しました。統一教会の行為は、特に家族の経済的安定性に対する懸念をもたらしましたが、日本政府はすでに日本国憲法第 20 条に沿った方法でこの問題点に対応していました。¹ しかし、Q&A はそれをはるかに越え、違法性への一線を越えています。

¹ 2022 年 12 月 10 日に「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」が制定された。

具体的には、問 2-3、3-1、3-2、3-3、3-4、3-5、4-3、4-5、4-6、4-7、6-1 に対する回答は、日本法と国際法に対する深刻な法的懸念を提起するものです。問 4-8 と 7-2 への回答にも一部法的懸念がありますが、修正を加えることで、実質的に同じ内容にとどめながら、法的にもっと妥当な内容にすることができます。

重要な点として、性的虐待等の問題について述べている部分は合法であり、本報告書はその点を疑問視するものではありません。性的虐待に関しては、その虐待が家族、家族の友人、同宗信者、教師、カウンセラー、医師、弁護士、その他のいかなる者により行われたかを問わず、政府には、その訴えを追及する権利があります。私は、エホバの証人が Q&A ガイドラインのこれらの部分に異議があるとは理解していませんし、私自身もこれらの部分に疑問を呈しているわけではありません。

この報告書で疑問を呈している各部分には 1 つの共通項があります。それはすなわち、自分の子どもをその家庭の宗教で育てるという親の権利を侵害しているという点です。本報告書のパート III で示すように、これは日本法および国際法における基本的権利です。この報告書で問題視している Q&A ガイドラインによれば、キリスト教徒、ユダヤ教徒、仏教徒、イスラム教徒、ヒンドゥー教徒、シーク教徒その他の信仰を持つ親が、子どもを自分の信仰のうちに育てることは違法ということになります。それこそが、Q&A ガイドラインが世界中の法学者、宗教学者および米国国務省の

国際信仰の自由室からすでに注目を集めている理由の1つなのでしょう。

前述した、またこれ以後詳説するこの懸念については、厚生労働省の Q&A ガイドラインがエホバの証人に対して適用されることにより、すでに現実のものとなっています。厚生労働省は、エホバの証人に対する最近の行動により、理解が少なく不人気な少数派宗教を選んで迫害し不公正に扱う、ロシアなどの国と同じ対応を取っています。厚生労働省が不十分な情報、固定観念、差別的な理念に頼ったためです。

私自身はエホバの証人ではなく、この状況に個人的な関係ありません。しかし私は、厚生労働省の Q&A とエホバの証人に対するその適用について評価するよう依頼され、日本国憲法第 20 条と国際法への明確な違反に衝撃を受けました。本報告書を書きたいと思ったのは、日本と宗教の自由に対する私の深い敬意からであり、またエホバの証人やその他の少数派宗教の権利を守り、この Q&A の一部によって日本の評判が著しく損なわれることがないよう望むからです。重要な点として、この厚生労働省の Q&A は少数派宗教に限らず、多数派宗教にも相当の影響を及ぼす可能性があります。それも、日本の国際的評価を著しく下げる要因となりかねません。

近年の宗教の自由に対する攻撃に関して言えば、エホバの証人はしばしば最初に標的となるグループです。その多くは、エホバの証人とその組織構造や行動についての深刻な誤解が原因です。実際に厚生労働省は、この Q&A を作成するに当たり、

日本脱カルト協会の意見のみを傾聴しています。この団体は、オウム真理教や最近では統一教会などのグループに対して重要な役割を果たしてきましたが、この協会によるエホバの証人に関する文書や声明を読んで衝撃を受けました。

日本脱カルト協会は、ロシア政府およびフランスの一部反カルトグループがエホバの証人に対して使うプロパガンダや神話を、多く受け入れているようです。ロシアは、欧州人権裁判所と国連人権委員会によるエホバの証人に関連した訴訟で全て敗れています。² フランス、³ ギリシャ⁴ 等の他の諸国も同様に、同じような神話でエホバの証人を標的にして、ヨーロッパ人権裁判所で敗訴しています。私は法と宗教の学者として、エホバの証人に適用されたこの Q&A 関連の事案が国連人権委員会に提訴された場合、ほとんど間違いなく日本が敗訴すると思います。

また厚生労働省と日本脱カルト協会では、エホバの証人を新興の危険な宗教運動と見なしているようですが、それは誤りです。エホバの証人は 1870 年代から存在しており、たとえ彼らが新しい宗教運動であったとしても、(宗教に) 中立的な法

² Vladimir Yurlov, Ilya Nesterov, and Naran Beklyayev (submitters) v. Russian Federation (state party), United Nations Human Rights Committee (Adoption of views 10/24/2023); Case of Taganrog LRO and Others v. Russia, European Court of Human Rights, Third section (decided 9/7/2022); Case of Jehovah's Witnesses of Moscow and Others v. Russia, European Court of Human Rights, First Section (decided 11/22/2010).

³ Affaire Association Les Témoins De Jehovah v. France, European Court of Human Rights, Fifth Section (decided June 30, 2011).

⁴ Case of Kokkinakis v. Greece, European Court of Human Rights (decided May 25, 1993).

に準拠して、彼らには存在する権利と信仰を実践する権利があります。⁵

もちろん、全ての宗教はある時点では新しい宗教で、そのほとんどが固定観念、誤解、うわさに基づいて迫害を受けました。宗教を扱う場合は、新興か否かにかかわらず、その宗教の行動に関する偏りのないデータに基づくことが不可欠です。そうでなければ、歴史の過ちを繰り返し、一般大衆からよく理解されていない宗教をステレオタイプにすることになります。

厚生労働省も、同省が依拠する日本脱カルト協会のいずれも、その主張を裏付ける定量データは作成していません。定量データも重要であるにもかかわらず、ほとんど全ての宗教団体や社会団体の元メンバーは正当な不満を持ちつつ、その宗教団体や社会団体の全体的行動についてはほとんど言及しないのです。実際、宗教と信仰の自由に関する国連特別報告者は、信仰に基づく子育てへの国家の介入には、経験科学的データが必須であると説明しています。

子どもの最善の利益のために、例えばネグレクト（育児放棄）、家庭内暴力、または有害慣行などへの国家介入による保護が実際に必要である場合などが生じ得る。介入措置には、常に経験科学的・規範的な配慮による実施が要求され、さらに実体的・手続的なセーフガードと連動することが必要である（強

⁵See *infra* Sections III and IV.

調追加)。⁶

III. 関連する法律

この Q&A ガイドラインは、日本国憲法第 20 条に著しく違反しています。また、宗教法人法上、それほど重大ではないものの、関連する問題も生じます。このガイドラインはさらに、世界人権宣言、市民的および政治的権利に関する国際規約、宗教または信仰に基づくあらゆる形態の不寛容および差別の撤廃に関する宣言、ならびに子どもの権利条約において、重大な問題を提起します。2015 年、宗教または信条の自由に関する国連特別報告者は「宗教または信条の自由の分野における児童とその親の権利」に関して、上記全ての国際条約の相互作用についての詳細な報告書を発行しました。この Q&A ガイドラインは、この特別報告者の報告書にある関連する原則のほとんどに違反しています。

A. 日本国憲法第 20 条

日本国憲法第 20 条の条文：

[1.] 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。2. いかなる宗教団体も、

⁶ UN General Assembly, *Elimination of all Forms of Religious Intolerance*, A/70/286, 5 August 2015 at paragraph 34.

国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。3. 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。⁷

重要なのは、第 20 条が宗教（信教）の自由と政教分離の双方を扱っているが、同条のタイトルが「信教の自由」と付けられていることです。第 20 条第 1 項は「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する」と言明しています。日本政府と日本の裁判所は、この自由を非常に重視しています。実際、日本の裁判所は世界のモデルとして、政教分離の重要性を維持しながら、不人気な宗教の自由さえも保護する能力があることを、私は指摘してきました。⁸

おそらく、最も有名な信教の自由に関する裁判は、少なくとも部分的には第 20 条に基づいて判決に至ったもので、エホバの証人が関与していました。これは、「剣

⁷ 日本国憲法第20条日本語公式版記述： 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

⁸ See, Frank S. Ravitch, *ADVANCED INTRODUCTION TO LAW AND RELIGION* (Edward Elgar 2023) at Chapter 2(3)(2); Colin P. Jones and Frank S. Ravitch, *THE JAPANESE LEGAL SYSTEM* (West Academic 2018) at 185-86; Frank S. Ravitch; Frank S. Ravitch, *Secularism and Liberal Constitutionalism: Lessons from Japan*, 2017 MICHIGAN STATE L. REV. 149 (2017); Frank S. Ravitch, *A Basic Introduction to Constitutional Free Exercise of Religion in the United States and Japan*, 64 DOSHISHA L. REV. 85 (2014); *The Unbearable Lightness of Free Exercise Under Smith: Exemptions, Dasein, and the More Nuanced Approach of the Japanese Supreme Court*, 44 TEXAS TECH LAW REVIEW 259 (2011).

道実技拒否事件」または「神戸高专事件」として法曹界・宗教界で知られるものです。

⁹ この事件の争点は、特定の宗教を信仰する人々が、宗教活動に重大な負担となる国家の行為から、例外的に免除されるかどうかということでした。この訴訟の被告は神戸市立工業高等専門学校で、提訴したのは同校の必修体育科目の1つである剣道実技（格技）が自分のエホバの証人としての信仰を妨げると主張した学生側です。この学生は進級できず、最終的には2年続けて原級留置になったとの理由で退学処分となりました。

最高裁判所は、この処分に異議を申し立てる行政訴訟の上訴審にける論理からすると、一見中立的に思える法律でも、一部の人々の信教の自由を妨げる可能性があるもので、誰もが教育法および憲法に明示されている権利を行使できるようにするには、宗教的な配慮が適切であると考えていたと思われます。つまり裁判所は、学校側が便宜措置（代替措置）を提供すべきであったと判断したのです。

政府がそのような配慮（便宜措置）をすることを拒絶し、宗教信者である個人の利益を侵害するには、正当な理由が不可欠です。最高裁判所は、便宜措置は法律に起因する宗教信者への悪影響を防ぐ方法であるが、この便宜措置は政府が同等の代替措置の要求と困難を求めた場合に、当該宗教信者がそれを回避することを可能にする

⁹ 神戸高专事件、最高裁判所 [Sup. Ct.] 1996年3月8日、1995年行通第74号（第2小委員会）。

程度のものとすべきである、と考えていたのです。

これが文脈の上で非常に重要なのは、国家は信教の自由に対する権利に優先する利益を持つことがあり得るためですが、それは非常に強い利益でなければなりません。例えば Q&A ガイドラインを見ると、性的虐待や極度の経済的強制の防止に対する国の利益は、国家が極めて強い利益を有するものの一部です。さらに、この報告書のパート IV で議論される質問への違憲的な回答とは異なり、性的虐待と極端な経済的強制は、関係する個人や団体の宗教的性質に関係なく、国家の強力な利益です。従ってこれらの懸念は、日本の最高裁が宗教上の免除を否認することを正当化する利益に、容易に該当するでしょう。

日本の学者の間では、この事件が主に憲法に基づく判決なのか、教育法に基づく判決なのかで議論が分かれます。裁判所の判決は第 20 条に言及しているが、1947 年に制定された学校教育法と施行規則に、より広範に言及しています。判決には少なくとも憲法が重要な役割を果たしたという立場を支持する側の主張がより強力な論拠を持っているようであり、日本の憲法学者の間でも、その立場が大きく支持されています。いずれにしてもこの事件の判決確定後には、多くの政府機関が宗教的免除を付与する制度の実施を開始しました。

この事件は、日本の最高裁が人気のない宗教的少数派を保護したゆえに、世

界中の法律・宗教界で優れた判決として大変有名になりました。日本政府は宗教の自由を保護する際に、一般的にはこの先例に従っています。本報告書で扱う Q&A の各部分は、この傾向に全く逆行しています。エホバの証人への Q&A の適用には免除の請求は含まれませんが、児童をある宗教の教育や実践により育てたという理由による両親への刑罰や監護権停止等の、宗教の自由に対するより重大な侵害が含まれています。

「剣道実技拒否事件」は、第 20 条第 1 項は広義に解釈されなければならない、国が一般法への宗教的例外を（両親の監護権はもとより）拒絶するには最も重要な利益がなければならないという理解を実証しています。厚生労働省が本報告書のパート IV で議論されている両親の権利を否定するためには、一方的かつ定型的で事実に支持されない利益以上のものを示す必要があります。厚生労働省が Q&A ガイドラインで推奨する極端な対策のどれかを採用するためには少なくとも同種の研究調査からの反論の余地のない、意味のある経験的調査に基づくハードデータがある必要があります。

さらに、第 20 条の下での原則は一般に中立的です。¹⁰ 「剣道実技拒絶事件」の法廷は、一般的な法律は宗教的少数派を考慮していない可能性が高く、従って免除

¹⁰ 愛媛玉串料訴訟，最高裁判所 [Sup. Ct.] 1997年4月2日，最高裁判所民事判例集51 [民集] 1673 （日本）；Colin P. Jones and Frank S. Ravitch, THE JAPANESE LEGAL SYSTEM (West Academic 2018) at 181 -86.

は主に宗教的少数派にかかる可能性のある負担を取り除くためであり、一般的に適用される法律への宗教的免除は中立性を維持すると判断しました。しかしパート IV で後述するように、厚生労働省 Q&A の複数のセクションは、第 20 条第 1 項に基づく宗教の自由の概念と、第 20 条全体の根底にある中立性の概念の双方に違反しています。

B. 宗教法人法

宗教法人法はこのガイドラインとはわずかな関連しかないものの、そこには日本法の特徴である宗教の自由に関する一般的保護が反映されています。同法第 1 条第 2 項は次のように書かれています。

憲法で保障された信教の自由は、全ての国政において尊重されなければならない。従つて、この法律のいかなる規定も、個人、集団又は団体が、その保障された自由に基づいて、教義をひろめ、儀式行事を行い、その他宗教上の行為を行うことを制限するものと解釈してはならない。¹¹

さらに、第 85 条は第 1 条第 2 項の文言を反映しており、文部科学省または宗教法人法を執行する権限を持つ他の政府機関が、宗教法人またはそのメンバーの

¹¹ 宗教法人法 第 1 条第 2 項。日本語版記述：憲法で保障された信教の自由は、すべての国政において尊重されなければならない。従つて、この法律のいかなる規定も、個人、集団又は団体が、その保障された自由に基づいて、教義をひろめ、儀式行事を行い、その他宗教上の行為を行うことを制限するものと解釈してはならない。

宗教的行為に干渉する権限を否定しています。¹² これは明らかに、政府は重要な公共の福祉の利益を害する場合を除いて、宗教的慣行や教義に干渉してはならないという解釈に基づいたものです。第 86 条では、宗教法人法は、公共の福祉を保護するために策定された法規制を執行する政府の権限に干渉しないことを明示的に記し説明しています。¹³

一見すると、第 86 条は厚生労働省の Q&A の実施の裏付けとなると見なされるかもしれませんが、そう解釈するには 2 つの問題があります。第 1 に、Q&A は法でも正規の規則でもないため第 86 条の対象ではないことです。第 2 により重要なこととして、Q&A が法または正規の規則であったとしても、本報告書全体で説明するように、Q&A の一部は違憲であり、第 86 条の規制の対象となる有効な法や規則ではないことです。

とにかく宗教法人法第 1 条第 2 項および第 85 条は、政府自身が宗教の自由に与えられていると認める幅広い憲法上の保護を反映しています。これは憲法第 20 条とも一致しています。

C. 世界人権宣言、市民的および政治的権利に関する国際規約、宗教または信仰に基づくあらゆる形態の不寛容および差別の撤廃に関する宣言、子どもの権利条約

親と子どもの宗教の自由の権利に関連する、さまざまな人権宣言や規約の相互作用は複雑です。宗教と信仰の自由に関する国連特別報告者は 2015 年に、上記全ての国際法規の相互作用についての詳細な報告書を発行し、全てが相互に連動して親

¹² *Id.* 第 85 条。

¹³ *Id.* 第 86 条。

と子どもの双方の宗教の自由に重要な保護が可能なことを宣言しています。¹⁴ このアプローチは、国連人権委員会と欧州人権裁判所の決定によっても支持されています。¹⁵

以下の特別報告者の報告書からの2つの引用は、厚生労働省のQ&Aガイドラインの一部がもたらす、明らかな国際法への違反を示しています。事実、最初の引用は厚生労働省Q&Aガイドラインの行き過ぎを予見しているかのようです。

一部の国家機関が不当な干渉の口実として、児童の宗教または信仰の自由の権利を利用しようとする可能性があるという懸念は一般論として理解できる。実際のところ一部の国々では、宗教的イニシエーション、社会化、児童教育の分野における家庭への広範な国家の介入が実際に行われ、時には児童の利益と称するものを引き合いにすることもある。このような問題のある国家の介入は、宗教的少数派、新しい宗教運動または「分派」としての烙印が押されることが多い小共同体に属する家族に偏って影響を及ぼす。極端なケースでは、例えば明確に定義されていない「迷信的」宗教から救うという口実の下で、家庭から子どもたちを連れ去っているが、これは過去の時代にしばしば

¹⁴ UN General Assembly, *Elimination of all Forms of Religious Intolerance*, A/70/286, 5 August 2015 at paragraph 34.

¹⁵ Vladimir Yurlov, Ilya Nesterov, and Naran Beklyayev (submitters) v. Russian Federation (state party), United Nations Human Rights Committee (Adoption of views 10/24/2023); Case of Taganrog LRO and Others v. Russia, European Court of Human Rights, Third section (decided 9/7/2022); Case of Jehovah's Witnesses of Moscow and Others v. Russia, European Court of Human Rights, First Section (decided 11/22/2010).

先住民族の家族に対して使った口実である。¹⁶

上記の引用もまた、本報告書のパート IV で扱う厚生労働省の Q&A ガイドラインのセクションについての具体的な記述ともなっています。以下の引用もまた、この Q&A ガイドラインにも直接適用可能です。

38. 宗教は多くの信者にとっては、人生の全領域に浸透する包括的な現実を表している。そのため宗教儀式や行事は、親が新生児を家族やコミュニティの一員として歓迎したり、宗教的生活の世界になじませたり、意思の疎通の基本ルール、倫理原則、祈りや宗教的儀式の方法を教える際に含まれるだろう。宗教または信仰の自由は、「崇拝、遵守、実践、および教導」（市民的および政治的権利に関する国際規約第 18 条第 1 項を引用）において自らの宗教または信仰を表す権利の一環としてそのような宗教の社会化プロセスを広く保護する。ここでも、子どもの権利条約第 14 条は、世界人権宣言第 18 条、市民的および政治的権利に関する国際規約第 18 条ならびにその他の国際文書に定められているように、宗教または信仰の自由の他の規定との連続性をもって見なければならない。¹⁷

¹⁶ *Elimination of all Forms of Religious Intolerance*, at paragraph 29.

¹⁷ *Id.* at paragraph 38.

これらの引用は、国連特別報告者のアプローチを支える幾つかの概念と一致しています。第1に、宗教の下で子どもを育てることは、ほぼ全ての宗教の自由の中心となるものであること。第2に、子どももまたこの中で権利を有しますが、子どもの権利条約が説明しているように、子どもの成熟度が非常に関連すること。年少層では、子どもを育てる親の権利は子どもの権利と同一に広がりを持ちます。第3に、親の権利は性的虐待、身体的虐待、または食事等の基本的なニーズを無視するなどの重大なネグレクトを決して許容するものではないこと。第4に、国または政府機関が宗教内での子ども養育の権利を否定するためには、単なる固定観念、神話、少数の当該宗教の元メンバーの話またはその他の類似した宗教グループ全体の行動を考慮しない「証拠」ではなく、強力な経験科学的証拠に依拠する必要があること。結局のところ、宗教的か否かに関係なく多くの社会集団で恐ろしい行為に及ぶ悪い例や人々がいて、その行為をその集団や実践に関連付ける経験科学的証拠がない場合は、その個人の行為が、それが犯罪に当たる行為も含み、誤って集団全体によるものとされる可能性があります。

全体として考慮すると、これらの概念は国家が信仰の範囲内で子どもを育てる親の権利を尊重するが、子どもが宗教について自分自身の考えで選択できる年齢に達したら、それを実行する保護された権利が彼らに付与されることになります。ただしその時点までは、両親が自分の宗教内で子どもを育てる権利があります。

43. 幼い子どもは通常、家族や地元の宗教コミュニティ内で最初の宗教的教

導を受ける。宗教上の教導を行う両親は、それにより親の権利を行使すると同時に、宗教または信仰の自由に関する自身の権利の行使を児童に指示する。それが黙示的であれ明示的であれ両親の同意のもとで、宗教コミュニティもまた子どもに宗教または信仰の問題を理解させるために積極的な役割を果たすことができる。国家にはこうした行為を尊重し保護する義務があり、これには宗教コミュニティ（特に少数派コミュニティ）が信仰の教義を次世代に継承可能にするために必要とする適切なインフラ開発を促進することも含まれる。¹⁸

さらに、国または政府機関が宗教的養育に関与する場合は、固定観念またはその他の非経験的要因ではなく、強力な経験科学的証拠に依拠する必要があります。

61. 宗教的少数派、小共同体または「分派」の烙印を押されることが多い新しい宗教運動に対応する場合に、一部の国家機関では、疑わしい場合には子どもを両親から引き離すべきであるという前提で行動するようしているように思える。おそらくは偏見に基づくであろう配慮と敬意の欠如は、子どもの権利条約の観点からも主要な人権問題の原因となる。

62. 一部の状況では、例えば、子どもの生命、健康、または教育への権利が

¹⁸ *Id.* at paragraph 43.

危険にさらされた場合など、子どもの最善の利益を保護するために実際に国家の介入が必要であると証明される場合がある。ただし、そのような状況では、慎重な経験科学的かつ規範的な評価が必要である。経験科学的な慎重さが必要であり、うわさや過度の一般化または単なる抽象的、あるいは杞憂に基づく場合、固定観念的な帰属を避けるためにとりわけ経験科学的な配慮が必要となる。小規模な宗教コミュニティや新しい宗教運動のメンバーは、しばしば自分の権利が侵害されるリスクが高くなる。極端な場合、まっとうな経験科学的調査が何ら行われずに、また効果的な法的救済措置が付与されることなく、親が監護権を失った事例がある。経験科学上の過失に加えて、問題となる全ての人権上の懸念に正当な重みを与えられず、制限のために設定された基準が無視された場合、規範的な過失の危険性もある。¹⁹

本報告書のパート IV で扱った Q&A ガイドラインの各部分は、国連特別報告者の報告書が定めるほぼ全ての原則に違反するものです。さらに、特にロシアにおけるエホバの証人の迫害に係わる国連人権委員会の最近の決定にも違反する可能性があります。²⁰

¹⁹ *Id. at* paragraph 61 and 62.

²⁰ Vladimir Yurlov, Ilya Nesterov, and Naran Beklyayev (submitters) v. Russian Federation (state party), United Nations Human Rights Committee (Adoption of views 10/24/2023).

IV. 「宗教の信仰等に係る児童虐待等への対応に関する Q&A」 への関連法の適用
答 2-3、3-1、3-2、3-3、3-4、3-5、4-3、4-5、4-6、4-7、6-1

このセクションでは、上記の各法規を、日本法や国際法に違反する Q&A ガイドラインの各部分に適用していきます。

問 2-3：礼拝、教義に関する講義などの宗教活動等へ参加させ長時間にわたり五体投地等の特定の動きや姿勢を強要する等して身動きできない状態にする行為や、深夜まで宗教活動等への参加を強制するような行為は児童虐待に当たるか。（答）長時間にわたり特定の動きや姿勢を強要する等して身動きができない状態にする行為は身体的虐待に該当する。また、*児童の就学や日常生活に支障が出る可能性がある時間帯まで宗教活動等への参加を強制するような行為は、児童の発育や児童に対する養育の観点から不適切なものとしてネグレクトに該当する。*その他、問 3-1（答）に記載する行為については心理的虐待に該当するものである。

この回答の中で問題がある部分は、イタリック体で強調表示しています。これはほぼ全ての宗教に当てはまります。カトリック教徒、プロテスタント、ユダヤ教徒、イスラム教徒、その他多くの宗教グループは、放課後や週末に宗教的な授業や活動を行っています。実際、世界的に見て宗教的免除に対する最も一般的な主張の 1 つは、主要な宗教上の休日に子どもたちが学校を免除されることです。実際に、私自身も子どもの頃はユダヤ教の祝日のために学校を休む必要がありました。そして週に 2 日放課後に宗教学校に通っていました。私の「就学や日常生活」に対するこの「干渉」

は、私の「発育と養育」には悪影響を及ぼしませんでした。むしろ実際にはその逆でした。

この回答の皮肉な点は、日本法の下では、子どもたちを幼少時から強制的に塾通いさせることや家族休暇のために学校を休むことを許容する一方で、ほぼ同じ行為を行うほとんど全てのカトリック教徒、プロテスタント教徒、ユダヤ教徒、イスラム教徒、エホバの証人、およびシーク教徒の両親による子どもの養育が虐待にあたることです。

この回答の強調部分は信じ難い内容で、日本国憲法の第 20 条に対する明らかな違反です。その規定の下で学校は宗教信者の子どもたちが祝祭日に休みを取ることが求められると考えられるからです。²¹ さらに、これは上で論じた全ての国際人権法への明らかな違反でもあります。

問 3-1：宗教活動や布教活動への参加強制や人生選択の強制、激しい言葉での叱責や霊感的な言葉を用いての脅し等により幼少期からの継続的な恐怖の刷り込み等は児童虐待に当たるか。また、児童を宗教活動等に参加させることを目的として、あるいは、児童が参加に消極的であるといったことを原因・きっかけとして、無視する行為、常に拒絶的・差別的な態度をとることについてはどうか。（答）「～をしなれば/すれば地獄に落ちる」、「滅ぼされる」などの言葉や恐怖をあおる映像・資料

²¹ 参照, 例, 神戸高専事件, 最高裁判所 [Sup. Ct.] 1996 年 3 月 8 日, 1995 年行通第 74 号 (第 2 小委員会)。

を用いて児童を脅すこと、恐怖の刷り込みを行うこと、児童を無視する・嫌がらせをする等拒否的な態度を継続的に示すことで、宗教活動等への参加を強制することや進路や就労先等に関する児童本人の自由な決定を阻害すること（保護者の同意が必要な書類への署名や緊急連絡先の記入の拒否等を含む。）は、いずれも心理的虐待又はネグレクトに該当する。

繰り返しますが、この回答の強調部分は、一部の宗教にとっては宗教的信念の核心に当たるものです。しかし宗教的でない理由であれば、親が子どもを脅したり恐ろしいことを言ったりすることは自由です。多くのキリスト教徒、イスラム教徒の学校や、一部の仏教徒の学校では、宗教的教義に違反したために地獄に行くことについて話しています。厚生労働省は、キリスト教徒、イスラム教徒、および一部の仏教徒の教育を心理的虐待やネグレクトの一形態と判断しているのでしょうか。もしそうでなければ、このガイドラインを日本国憲法第 20 条および国際法に基づく中立性の原則に違反せずに、どのようにして、より不人気な宗教団体にのみ適用することができるのでしょうか。それは不可能です。

問 3-2：児童に対し、特定の宗教を信仰しない者との交友や結婚を一律に制限するような行為（誕生日会等の一般的な行事への参加を一律に制限する行為を含む。）は児童虐待に当たるか。また、日常生活上常時、そうした者を批判する言動を児童に対して繰り返す行為はどうか。（答）児童に対し、その年齢や発達程度からみて、社会通念上一般的であると認められる交友を一律に制限し、児童の社会性を損なうような場合には、ネグレクトに該当する。また、交友や結婚を制限するための手段として、問

3-1（答）に記載する脅迫や拒否的な態度を継続的に示すことや、児童の友人や教師など児童と交友関係を持つ者を「敵」、「サタン」その他これらに類する名を称すること等により、児童に対して強い恐怖心を与えることは心理的虐待に該当する。

この回答では、全体が宗教の自由と一般常識に違反しているため、強調部分はありません。多くの宗教は、宗教を維持するための一形態として、インターマリッジ（異なる宗教間の結婚）を防止しようとしています。多くのユダヤ人家族は、インターマリッジの率が低いこともあり、3500 年以上生き残ってきたその宗教を維持するために、他のユダヤ人とのみ結婚することを子どもに奨励しています。3000 年以上の歴史を持つゾロアスター教はより厳格で、インターマリッジを絶対的に禁止しています。同様に、ローマカトリック教徒、東方正教会、イスラム教徒の両親は、しばしばインターマリッジを拒否します。

また子どもが部外者と交流することを強く妨げる信仰もあります。彼らの信仰は、この回答の最後の文の対象のように思えます。しかし、日本全国や世界中には、出身階級が異なるからという理由、あるいは長年にわたる家族間の争いやコミュニティの不和をさえ理由にして、子どもたちが彼らと交わるのを拒否する親たちもいます。こうした親たちは、しばしば極めて乱暴な言葉を使いますが、宗教的なことを言わない限り、厚生労働省は干渉しようとはしないでしょう。実際、日本では今日でも、子どもたちに部落民の出身者と思われる人々との交友、デート、結婚

を拒否する家族があり、子どもが交友を避けるよう部落民をしばしば恐ろしい言葉で表現します。

第 20 条および国際法で要求される中立性の原則への明白な違反は、ここでは誇張のしようもありません。この回答は、自分の信仰の中で子どもを養育する親の権利を直接的に踏みにじるものであり、同時に結婚や社会化に対し非宗教的な理由でしばしば課される他の制限よりも、宗教的制限のほうを悪者扱いしています。

問 3-3 : 宗教の教義等を理由とし、児童に対し、童話やアニメ、漫画、ゲームといった娯楽を一切禁止することは児童虐待に当たるか。宗教団体等が認めたもののみに限定するといった行為はどうか。(答) 児童の監護教育に資するため娯楽等を禁止する行為については直ちに児童虐待に当たるものではないが、社会通念に照らして児童の年齢相応だと認められる娯楽等について、宗教等を理由に一律に禁止することは心理的虐待に該当する。また、宗教団体等が認めたもののみに限定する行為についても、それが教育上の配慮等に基づく合理的な制限と認められるものでなければ、宗教の信仰等を理由とするものであっても、児童の自由意思を損ねる行為として心理的虐待に該当する。

繰り返しますが、この回答全体が日本法および国際法に違反しています。福音派プロテスタントや他の多くの宗教グループが、宗教的価値観を冒瀆または侵害していると見なすメディアに、子どもたちを関わらせないようにすることは極めて一般的なことです。アメリカには、福音派キリスト教徒の子どもたちのために作ら

れ、彼らが信仰と矛盾しない漫画を楽しめる VeggieTales という有名な漫画シリーズがあります。実際、世界中の多くの福音派の親が、子どもたちが宗教上の倫理に反する価値観や信条にさらされないように、限定して視聴させるキリスト教音楽やテレビ番組もあらゆるジャンルがそろっています。これを児童虐待と見なすことは、セクション III で引用しているように直接的な国際法違反です。

問 3-4：児童に対し、他者の前で宗教等を信仰している旨を宣言することを強制するような行為は、児童虐待に当たるか。（答）児童本人が宗教を信仰していないにもかかわらず信仰している旨を宣言することを強制する行為や、児童本人が自身の信仰する宗教等を他者に知られたくない意思を有していることを考慮することなく、他者に対して信仰する宗教等を明らかにすることを強制する行為（特定の宗教を信仰していることが客観的に明らかとなる装飾品等を身につけることを強制する行為を含む。）は、児童の心情を著しく傷つけるものであり心理的虐待に該当する。

この回答により厚生労働省は、ユダヤ教、ヒンドゥー教、シーク教、イスラム教は、本質的に心理的虐待的であると宣言したのです。これらの宗教の遵守者は、それぞれの宗教のメンバーであることを示す衣服（回答にある装飾品に該当）またはヘッドウェアを着用しています。さらに、この回答により厚生労働省は、多くの形態のキリスト教は、生来が心理的虐待的であると宣言したことになります。多くのキリスト教団体には、特定の年齢の子どもが宗教教育を部分的に修了し、宗教コミュニティの前で認められる堅信という伝統があります。

この回答は、日本国憲法第 20 条に基づく宗教的中立性への明らかな違反であり、第 21 条による表現の自由および第 19 条に基づく良心の自由に違反する可能性もあります。さらに、これは国際法へのあからさまな違反であり、国連特別報告者の報告書で言及された欠陥を全て備えています。

問 3-5：宗教団体等が、又は宗教団体等による指示を受けた児童の保護者が、宗教の布教活動について繰り返し児童に参加させる行為は児童虐待及び児童労働に当たるか。(答) 問 3-1 及び問 3-2 にあるような行為等を通じて児童に対して宗教の布教活動等を強いるような行為についても心理的虐待に該当する。その上で、宗教の布教活動に参加させるために、脅迫又は暴行を用いた場合には、刑法の強要罪に該当する可能性もあるため、こうした事例への対応に際しては警察と迅速に情報共有を図る等の連携した対応が必要である。

なお、宗教上の奉仕あるいは修行であるという信念に基づいて一般の労働者と同様の勤務（受付事務等）に服し報酬を受けている者については、具体的な勤務条件を踏まえて個々の事例について実情に即して判断することとされていることから、こうした者は労働者に該当し得ることに留意する必要がある。児童相談所においては、上記の点にも留意し、これらの事態が生じている疑いのある事案については、警察や労働基準監督署と連携して対応する必要がある。

強調表示されているセクションは、エホバの証人と一部の福音派クリスチャングループを対象としているようです。米国最高裁判所と欧州人権裁判所は、エホバの証人には改宗する権利が保護されており、身体的虐待が伴わない限りは子どもたちにも改宗させる権利があると判示しています。もちろん、日本はこれらの裁判所のい

ずれの決定にも拘束されませんが、前述のように日本法の下では、厚生労働省がイタリック体表示された慣行を理由に心理的虐待で両親を告訴するためには、非常に説得力のある理由が必要です。さらに国際法によれば、厚生労働省には、特定の慣行が子どもの心理的危険を引き起こすことを実証する経験科学的証拠を提示する必要があります。

問 4-3：宗教の信仰等を背景として児童が高校や大学等に進学することを認めないような事例について児童虐待に当たるか。（答）高等学校への就学、進学については問 4-2（答）に記載するものと同様である。

また、大学に進学することを認めない行為（保護者の同意が必要な書類への署名や緊急連絡先の記入等の手続の拒否のほか、学費等の必要経費に充てる金銭を得るためのアルバイトを認めないことを含む。）について、それ自体が直ちに児童虐待に該当するものではないが、児童本人が進学を希望し、世帯の経済的状況等に鑑みて進学が可能である（奨学金等の支援を活用する場合も含む。）にもかかわらず、宗教上の教義等を理由とし、以下のようなかたちにより進学を禁止するような行為は心理的虐待に該当する。

- ・ 「～をしなければ/すれば地獄に落ちる」など児童を脅すこと
- ・ 「世界は破滅するので、学校に行くことは無駄である」など諦めさせようとする
- ・ 児童を無視する、経済的な援助を拒む等拒否的な態度を継続的に示すこと

この回答の強調部分は、中立性と平等の原則への違反として非常に問題があります。この回答によれば、親たちは宗教的な理由以外であれば、高等教育を諦めさせるか、それらの費用の支払いを拒否することができます。これは一種の宗教的

差別です。高等教育は時間の無駄だと思っている親や、子どもを家業に就かせたいために高等教育の費用支払いや支援を拒否する親は、たとえ非常に厳しい言葉遣いであっても虐待ではなく、宗教的な理由で同じことをする親は虐待なのでしょうか。これはまさに国連特別報告者によって警告された不平等な扱いの形であり、日本国憲法第 20 条に基づく中立性に違反しています。Q&A 問 4-8 も同様の懸念を生じさせます。

問 4-5：信仰する宗教の教え・決まり等を理由として、児童に対する治療として必要となる行為（輸血等）を行わないといった行為は児童虐待に当たるか。（答）理由の如何に関わらず、医療機関の受診を合理的な理由無く認めない行為や、医師が必要と判断する医療行為（手術、投薬、輸血等）を受けさせないこと（輸血を拒否する旨の意思表示カード等を携帯することを強制することを含む。）はネグレクトに該当する。必要に応じて、一時的な親権による緊急措置または児童相談所長による親権停止の申立て（民法第 834 条の 2 および児童福祉法第 33 条の 7）を検討すること。

この Q&A は、世界中の多くの国がすでに取り組んでいる非常に重要な問題を取り上げています。しかし厚生労働省が依拠した入手可能な情報を調べると、このトピックに関する豊富な国際法への言及はまったくないようです。Q&A の多くと同様に、厚生労働省は日本脱カルト協会が提供したやや一方的な情報にほとんど依存しているようです。

とはいえ、Q&A 問 4-5 は重要な問題を提起しています。子どもの救命となる医療行為または重大な健康障害を予防する治療行為を、親が宗教的な信仰に基づいて拒否することが可能でしょうか。宗教上の懸念を生じさせない安全な代替治療があったらどうでしょう。世界中でこの問題は発生しています。例えば、クリスチャン・サイエンスや原理主義的プロテスタントグループの一部は、信仰治療というものを信じており、自分や自分の子どもは救命医療での治療はしません。この問題に取り組んだほとんどの国々と米国の各州は、救命となる医療行為または重大な健康障害を予防する治療行為を子どもが受ける権利が、親の権利に優先することを決定し、こうした治療行為が可能となりました。各国と米国の各州は、行政上の利益または公共の福祉の利益の観点から、子どもを保護するためのさまざまな手続きを備えています。しかし少数の国々と米国の州は、依然としてこのような極限状況においても親の決定を許容しています。

ただしほとんどの制度では、子どもの生命または長期的な健康を脅かさない軽微な医療状況においては、親の宗教的決定への侵害は許されません。しかし一部の制度では、そのような状況でも治療を要求されます。その理由の一部は、一部の医療状況では合併症のリスクが低いとはいえ、合併症の可能性がかなりあり得るためです。

この問題に取り組んだほとんどの国々と米国の各州は、親が宗教上の理由で反対する治療に安全な代替手段がある場合は、その代替手段を使用すべきであると決定しています。医師、病院、他の親族、または政府が治療を強制するために訴え、結果として他の治療手段も同じく効果的であると分かり、治療を行う医師が単に代替案を知らなかったか、または安全で効果的な代替案を知っても最初の治療にこだわったという事例が世界中にあります。これらの事例のほとんどでは、同等の安全性と有効性が経験科学的に示されている限り、結果的に代替治療が要求されています。

このことは、輸血に直接的に言及したこの Q&A の奇異な点の指摘につながります。それ自体は通常の例ですが、一般に宗教上の理由で輸血に反対するエホバの証人たちを対象としていると思われる他の Q&A 例と組み合わせると、問題が発生します。サイエントロジストは自殺のリスクがある場合でもあらゆる心理療法を拒否し、一部のキリスト教原理主義者とクリスチャン・サイエンティストはあらゆる治療行為を拒否しますが、それにも関わらず提示された唯一の例が輸血です。これは少し奇妙に思えます。

それにもかかわらず、世界の大半の場所では、両親が救命または長期的な医療被害を防ぐための子どもの治療を拒否した場合、国家は子どもを保護するという

立場をとっています。ただし、治療拒否による影響が軽微な場合、たいていは両親の決定に従う立場を取っています。いずれにしても、治療を行う医療専門家と政府が、宗教的教義に反することなく子どもの生命と健康を保護する安全で効果的な代替案を検討することが重要です。

もちろん、さらに先を行って軽微な場合でも国家が親の決定に干渉することを許容する国々もあれば、子どもの生命が危機にさらされていても親の決定に従う国々もあります。Q&A 問 4-5 は、軽微な場合でさえも親の権利を否定するアプローチをとっているようです。しかし、軽微な場合や、家族の宗教に反しない安全で効果的な代替治療が利用可能な場合に、重大な害から子どもを保護しながら家族の宗教的権利を保護するという、世界の民主主義諸国が採る多数派のアプローチを検討したことを示す厚生労働省の記録はありません。

問 4-6：信仰する宗教の教え・決まり等を理由として、児童が様々な学校行事等に参加することを制限するような行為については児童虐待に当たるか。(答) 児童本人が学校行事等に参加することを希望しているにもかかわらず、児童に対する適切な養育の確保や教育機会の確保等を考慮せず参加を制限する行為は、宗教の信仰等を理由とするものであっても、心理的虐待又はネグレクトに該当する。

この回答の不条理さは無視し難いものです。さまざまな学校行事に参加しな

ければいけないという同級生等による同調圧力を、子どもたちはしばしば感じているでしょう。これらの行事の日時や内容については、常に多数派のことが考慮されます。ゆえに、学校行事が重要な宗教関連の休日と重なる場合があります、宗教的教義に反する行為（クエーカー教徒やエホバの証人の教義に違反する格技や武道等）、または宗教によっては禁止される行為（豚の丸焼き等）を伴う場合もあります。

日本法では、宗教信者の親たちにはこれらの行事への強制参加が免除される権利があります。であれば、宗教上の懸念から子どもを参加させないことが虐待的であるという発想は、ばかげています。さらに、単に信仰の教義に従っている親たちを虐待に関与していると主張することは、明白な国際法違反です。子どもがこれらの行事への参加を判断できるほど成長すると、親たちはそれほど参加を止められなくなりますが、より年少層では政府がこの件における両親の決定に干渉しないよう、国際法は要求しています。

問 4-7：児童の養育を著しく怠る場合にはネグレクトに該当するものであるが、背景として奉仕活動や宣教活動といった宗教等に関する活動（修練会、セミナー、聖地巡礼等）がある場合には、児童虐待に当たるか。（答）奉仕活動や宣教活動といった宗教等に関する活動（修練会、セミナー、聖地巡礼等）への参加などにより、児童の養育を著しく怠る行為は、背景に宗教団体等による勧誘等がある場合であってもネグレクトに該当する。

この回答には疑問が生じます。この回答が言及しているのは、宗教活動に参加するために親が子どもを長時間放っておく状況のことだけなのでしょうか。そうであれば、これは確かにネグレクトである可能性があります。働く親たちによる同様のネグレクトとの違いは何でしょうか。この回答が、子どもを長時間放っておくという意味でのネグレクトが、それが宗教上の理由でもその他の理由と同じように扱うということを明確にした限りにおいては問題ありません。しかしこの回答が、宗教上の理由は仕事などのその他の理由よりも罪が重いと示唆しているなら、この回答は多くの法的問題を生じさせます。従って、この回答が第 20 条または国際法に違反しているか否かを言う前に、この回答の意味がより明確されることが必要です。

問 6-1：宗教に関する児童虐待事案に対応するに当たり、児童への対応や保護者への説明なども含め、特に注意しておくべき事項としてはどのようなものがあるのか。宗教等関係の事案であることについて、通告・発見時点で把握できている場合とそうでない場合とで、異なる部分はあるのか。

（答）宗教等に関する児童虐待を受けている可能性のある児童については、保護者から宗教等の教義に基づく考えや価値観の影響を強く受けている場合があるため、自らの置かれている状況を問題として認識し訴えることが難しい場合がある。置かれている状況を客観的にアセスメントし、児童虐待があると疑われる場合には、児童本人や保護者に対して、児童虐待の定義に基づいて説明、指導を行うことが必要である。

ただし、宗教等の教義に基づく児童への親の行為や考えについて指導によっても改善することが困難である場合も想定され、また、指導等を行ったことを契機

として、保護者による児童虐待行為がエスカレートすることや、宗教団体等から家庭に対する働きかけが強まること等も懸念されることから、児童の安全の確保を最優先とし、必要な場合には躊躇なく一時保護等の対応を取ることが必要である。

Q&A の 6-1 で強調表示した部分は、Q&A の 2-3、3-1、3-2、3-3、3-4、3-5、4-3、4-5、4-6、4-7 で取り上げられている状況に適用されると、深刻な法的懸念が生じます。その理由は、これらの部分で言及される慣行は本質的に虐待ではなく、本報告書で論じているように日本法と国際法の両方で保護されているからです。従って、Q&A 問 6-1 が上記の Q&A の回答に関連するならば、法的に無効です。Q&A の他の部分、または本報告書で論じた部分で強調表示されていない部分に関連する限りは、日本法および国際法に従って法的強制力を維持することができます。要するに、大切なのは、これまでに取り上げた Q&A の各セクションを削除するか、合法的になるよう大幅に修正することです。

Q&A 問 7-2 はまた、里親は自分の家族の宗教的慣行に里子を含めることができないことを示唆する限りにおいて、幾つかの懸念を生じさせます。里親制度はいうなれば行政主導であり、より一時的な状況の傾向があるため、里親が実親や生物学的親のように里子を信仰により養育する権利があるかどうかは、養育の期間に影響されるでしょう。私がこれを提起するのは、里親制度は何年間もの養育を伴う場合があ

り、その場合の里親には宗教に関する親の権利が生物学的親や養親と同様に付与される可能性があるためです。

V. 簡潔な結論

結論として「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関する Q&A」の問 2-3、3-1、3-2、3-3、3-4、3-5、4-3、4-5、4-6、4-7 および 6-1 への各回答は日本国憲法第 20 条および国際法に違反しています。²²

これらの問いへの各回答は、宗教的伝統に従って子どもを養育する、信仰を持つ全ての日本人の権利に対する攻撃です。これらの権利は、世界中のほとんどの民主主義国家と国際法が認めるものです。最も重要なのは、その権利が日本国憲法で認められていることです。

法の下での宗教の自由におけるリーダーとして、また宗教や非宗教を問わず全ての人を歓迎する国家として、私は日本のその役割について世界中の人々に誇りを持って書き、語ってきました。日本という国には、この Q&A ガイドラインとそれをエホバの証人へ適用することで評判が損なわれることを回避しながらも、性的虐待や経済的虐待から自由になる子どもたちの権利を強力に保護するリソースがあることを

²² 本報告書のパート IV で説明したように、これらの回答の一部は法律に違反していますが、回答の他の部分は合法です。本報告書では問題となっている回答部分を強調し、議論することに焦点を当てています。

私は知っています。必要なのは、厚生労働省 Q&A の一部の規定を慎重に修正し、偏った情報源だけに耳を傾けるのではなく経験科学的データを使用することだけです。

世界がこの問題について日本を注視し始めています。日本との深いつながりがあり、日本に深い敬意を持つ学者としてまた個人として、私は厚生労働省が Q&A ガイドラインの固定概念と、法的な違反から脱却して、この「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関する Q & A ガイドライン」の問 2-3、3-1、3-2、3-3、3-4、3-5、4-3、4-5、4-6、4-7 および 6-1 に対する回答を修正することを願っています。そうすることで、厚生労働省は子どもを保護するという重要な使命を果たしながら、人権や宗教の自由を侵害しているロシアのような国と日本が同一視されることを避けられるのです。